

立川市外国語指導助手委託（派遣事業）（単価契約）（複数年） 公募型プロポーザル実施
要領

1 業務概要

(1) 業務名

立川市外国語指導助手委託（派遣事業）（単価契約）（複数年）

(2) 業務目的

立川市立小学校及び中学校に外国語指導助手を派遣※して学習指導補助を行い、外国語活動（英語）及び外国語科（英語）の指導の充実及び国際理解教育の推進並びに平成 29 年 3 月 31 日に告示された学習指導要領に掲げる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた外国語活動及び外国語科の授業改善を図るとともに、小学校と中学校の連携による外国語指導を推進するための研究、研修等の実施を補助し、教員の指導力を向上させることを目的とする。

※当該派遣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく労働者派遣をいう。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(5) 予算概要

契約上限額

令和 9 年度	70,997,355 円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 10 年度	71,398,470 円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 11 年度	70,596,240 円（消費税及び地方消費税を含む。）
合計	212,992,065 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格条件（次の各号に掲げる全ての事項に該当する者）

- (1) 「参加申込書」提出時点で、立川市競争入札参加資格登録をしている者
- (2) 立川市競争入札等参加停止基準（平成 8 年 6 月 28 日市長決定）の規定による参加停止の措置を現に受けていない者
- (3) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 2 月 23 日市長決定）第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 「参加申込書」提出時点で、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者

3 選定条件

(1) 審査方式

公募型プロポーザル方式（価格非考慮型）

(2) 選定方法

立川市外国語指導助手委託プロポーザル審査委員会設置要綱（令和8年9月18日教育長決定）に基づき、庁内に立川市外国語指導助手委託（派遣事業）（単価契約）（複数年）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会の採点をもって事業者を選定する。

4 公募資料の入手方法

公募に関する資料・様式は、本市ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口での配布は行わない。

【立川市ホームページ】

URL <https://www.city.tachikawa.lg.jp> 産業・ビジネス>入札・契約>案件公表

5 申込・受付

(1) 申込・受付方法

参加を希望する者は必ず下記書類を各1部提出すること。参加資格条件の確認結果については、電子メールにて通知後、書面を郵送する。

(2) 提出書類

①参加申込書【様式1】

②労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証（写し）

(3) 提出場所

「15 本プロポーザルの事務局」に記載の場所に持参又は郵送（簡易書留）すること。

(4) 受付期間

令和8年10月9日（金）から10月23日（金）正午まで（必着）

(5) 参加資格確認結果の通知日

令和8年10月26日（月）

6 質疑・回答

提案書等の提出に関する質問がある場合は、質問書【様式2】を作成のうえ、電子メールに添付して提出すること。なお、質問に対する回答は、参加事業者として選定した全ての事業者に対し電子メールにて行う。

(1) 提出書類

質問書【様式2】

(2) 提出期限

令和8年10月28日（水）正午まで（必着）

(3) 提出方法

「15 本プロポーザルの事務局」に記載のメールアドレス宛に、提出書類を添付して送信すること。

(4) 回答日

令和8年11月2日（月）

(5) その他

- ①参加資格確認結果の通知にて本プロポーザルへの参加を認めた事業者からのみ、質問を受け付ける。
- ②質問内容は、特定の事業者であることが判明できるような表現を避けること。
- ③質問に対する回答内容は、本実施要領その他公募関係資料における内容の修正又は追加とみなす。

7 提案書等の内容及び作成要領

提案書等の内容、様式及び記入上の注意事項については、別紙「提案書等作成要領」を参照すること。

8 提案書の提出方法等

(1) 提出書類

- ①経営規模【様式3】
- ②業務実績【様式4】
- ③業務執行体制【様式5】
- ④外国語指導助手の配置体制【様式6】
- ⑤学習指導要領（平成29年告示）を踏まえた企画提案【様式7】
- ⑥提案者独自資料
- ⑦プロポーザル審査書類提出表紙【様式8】
- ⑧見積書【様式9】

(2) 提出部数

- ①～⑦…11部提出（⑦プロポーザル審査書類提出表紙【様式8】を付し、①から⑥までを順番に綴ること。）
- ⑧…2部提出

(3) 提出期限

令和8年11月9日（月）正午まで（必着）

(4) 提出先

「15 本プロポーザルの事務局」に記載された場所へ持参すること（郵送不可）

9 審査方法等

審査委員会により、厳正かつ公平に審査を行う。審査は第1次審査と第2次審査により行い、有効参加者数が1者以上であれば、審査を実施できる。また、審査結果等

を確認し、必要と認めた場合は、受託候補者を特定しないと判断することができる。

(1) 第1次審査（書類審査）

参加事業者として選定した事業者のうち、提案書等を提出した事業者を対象に書類審査を行い、3者程度を選定する。審査結果については、電子メールにて通知後、書面を郵送する。

結果通知日 令和8年11月24日（火）

(2) 第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査において選定した事業者を対象に、次のとおりヒアリング審査を行う。

第2次審査では第1次審査の採点結果も含めて総合的に審査し、最上位の事業者を選定する。審査結果については、書面により通知する。

- ①実施日 令和8年12月1日（火）（予定）
- ②内容 提案者による説明（20分以内）と質疑応答（10分程度）とする。
- ③説明者 3名以内
- ④結果通知日 令和8年12月7日（月）（書面の発送日）
- ⑤その他
 - ・開始時刻等は、第1次審査結果通知の際に通知する。
 - ・説明は提出書類の【様式3】から【様式7】まで及び提案者独自資料について順番に行うこと。
 - ・パワーポイントの使用を認める。プロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等の機器については参加事業者が持参すること。なお、パワーポイントを使用する場合は、令和8年11月27日（金）までに本プロポーザル事務局に連絡すること。

(3) 審査基準

① 審査の構成と配点

第1次審査及び第2次審査の配点は、以下のとおりとする。

第1次審査	I. 業務の信頼性	50点
	II. 学習指導要領を踏まえた企画提案	40点
	III. 独自提案	10点
	合計	100点
第2次審査	第1次審査結果の反映分	60点
	I. 業務の信頼性	20点
	II. 学習指導要領を踏まえた企画提案	16点
	III. 独自提案	4点
	合計	100点

② 評価分類・評価項目

第1次審査にて選定された者の結果は、その60%を第2次審査の点数に反映するものとし、ヒアリング審査の点数（40点満点）との合計を100点満点とする。第

1次審査及び第2次審査にかかる評価分類・評価項目は次に掲げるとおり。

I. 業務の信頼性

- ア 経営規模（会社規模・事業内容・担当支店等）【様式3】
- イ 業務実績（現在及び過去3年間の同種・類似業務の実績）【様式4】
- ウ 業務執行体制（統括責任者の実績・能力・役割・業務内容、外国語指導助手の採用基準・採用方法・待遇、外国語指導助手の教育・研修体制）【様式5】
- エ 外国語指導助手の配置体制（本市に派遣する外国語指導助手の資質・能力等、配置体制・次年度の配置の継続及び変更の考え方、外国語指導助手が欠勤や遅刻をした場合、退職の場合、学校の都合による日程変更の場合等の対応、危機管理体制）【様式6】

II. 学習指導要領（平成29年告示）を踏まえた企画提案

- ア 外国語活動及び外国語科における授業の改善に資する支援策【様式7】
- イ 外国語活動等担当教員の指導力の向上に資する支援策【様式7】
- ウ 小学校と中学校の外国語教育の円滑な連携・接続に資する支援策【様式7】

III. 独自提案

- ア 提案者が独自に提案する外国語活動及び外国語科の充実に資する具体的な方策等【提案者独自資料】

(4) 審査方法

審査基準に基づき、審査委員会の各委員がそれぞれ提案書等を採点し、評価点の合計を参加事業者の総得点とする。

第1次審査（書類審査）では、得点の高い事業者から3者程度を選定し、第2次審査（ヒアリング審査）では、第1次審査の採点結果も含めた総合的な審査を行い、総得点を算出し、最上位の事業者を選定する。

(5) 総得点が同点となった場合の取り扱いについて

審査の結果、総得点が同点となった場合は、次の基準により事業者選定を行う。

①各評価項目による選定

審査基準の評価項目のうち次の順で評価点を比較して、評価点が高い事業者を選定する。

- I. 業務の信頼性【様式3～6】の評価点
- II. 学習指導要領（平成29年告示）を踏まえた企画提案【様式7】の評価点
- III. 独自提案【提案者独自資料】の評価点

②上記項目の評価点がすべて同点の場合

参加事業者について審査委員会の各委員が順位をつけ、より高い順位を多く獲得した事業者を選定する。

10 公募から事業開始までのスケジュール

- (1) 公募開始（市ホームページ掲載） 令和8年10月9日（金）
- (2) 参加申込書の受付締め切り 令和8年10月23日（金）正午まで

(3) 参加資格確認の結果通知	令和8年10月26日(月)
(4) 質問書の受付締め切り	令和8年10月28日(水) 正午まで
(5) 質問書に対する回答(事務局)	令和8年11月2日(月)
(6) 企画提案書等の提出締め切り	令和8年11月9日(月) 正午まで
(7) 第1次審査の結果通知	令和8年11月24日(火)
(8) ヒアリング審査(第2次審査)	令和8年12月1日(火)(予定)
(9) ヒアリング審査の結果通知	令和8年12月7日(月)
(10) 契約締結(契約課)	令和8年12月下旬

11 受託候補者の特例

受託候補者が、「2 参加資格条件」の事項に該当しないこととなった場合は、プロポーザル審査委員会の審査を経て、「9 審査方法等」による審査順位が次順位で、かつ、「2 参加資格条件」の事項に該当する者を新たな受託候補者とすることができる。

12 辞退の取扱

参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届を「15 本プロポーザルの事務局」に記載の場所に持参又は郵送(簡易書留)すること。

13 失格事項

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。また、受託候補者として特定した後に当該事項に該当することが判明した場合は、当該特定を取り消す。

- (1) 審査委員会の各委員及びその関係者に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領及び別紙「提案書等作成要領」の規定に違反した場合
- (4) 「2 参加資格条件」の事項に該当しないこととなった場合

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 市が提供した資料等は、市の了解なく他に使用できない。
- (3) 選定した事業者との協議のうえ、仕様書の変更を行うことがある。

15 本プロポーザルの事務局(書類等の提出先)

住 所 〒190-8666 東京都立川市泉町 1156 番地の 9
 担当課 立川市教育委員会事務局教育部指導課
 連絡先 042-523-2111 (内線 2487)
 電子メール shidou@city.tachikawa.lg.jp